平成２２年（フ）第１２７２号
京都市中京区新京極通三条下る桜之町406番地３
破産者　銀座屋こと　前川　繁雄
1　決定年月日　平成23年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５９２号
京都府向日市寺戸町山縄手22番地の79
破産者　ヘルストロンモアこと　森　　保
1　決定年月日　平成23年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３０号
広島県江田島市能美町高田3646番地２
破産者　秋本　敏彦
1　決定年月日　平成23年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第８３２号
熊本市長嶺南８丁目３番15号
破産者　本田　浜路
1　決定年月日　平成23年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第８７６号
熊本県上益城郡山都町南田156番地２
破産者　下田　泰司
1　決定年月日　平成23年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第８７７号
熊本市田崎４丁目２―33　三共ビル505、住民票上の住所上益城郡山都町南田156番地２
破産者　下田　堅斗
1　決定年月日　平成23年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６２１号
宮崎市清水３丁目10番３号　ライフシティ清水405号、前住所宮崎市中津瀬町85番地　サーパス中津瀬909号
破産者　長谷部宏昭
1　決定年月日　平成23年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１１１号
宮崎市広島１丁目14番19号　アールＭＩビル301号、前住所宮崎市田代町183番地10　サンパルＡ棟201号
破産者　谷口　珠代
1　決定年月日　平成23年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４５５号
宮崎市平和が丘北町２番地２
破産者　川添　弘樹
1　決定年月日　平成23年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結

平成２１年（フ）第１８６５４号
東京都新宿区住吉町８番10号
破産者　株式会社アンパス
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３４１７号
東京都八王子市散田町３丁目９―１　グランヴィアＮ館605、開始決定時の住所東京都八王子市並木町７―３―411
破産者　浦　　浩蔵
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３７０３号
東京都港区六本木５丁目13番９―104号
破産者　有限会社ディパーチャーズコーポレーション
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５３０９号
東京都小平市上水南町１丁目16―11
破産者　北村　　茂
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９１２５号
東京都大田区西六郷１丁目47―５―302、開始決定時の住所東京都大田区南六郷３丁目22―13―901
破産者　菅野　博道
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９４６５号
東京都葛飾区堀切７丁目25―９―401、開始決定時の住所東京都葛飾区堀切７丁目25―９―202
破産者　堀内　伸行
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０９０８号
神奈川県藤沢市片瀬海岸３丁目24―25
破産者　高山　　剛
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１５９９号
神奈川県横浜市青葉区美しが丘西１―１―17―301、住民票上の住所神奈川県横浜市旭区若葉台２丁目10―204
破産者　山根　栄一
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２０１０号
千葉県市川市新井３丁目１―11、開始決定時の住所東京都板橋区徳丸６丁目28―５―302
破産者　大関　悦男
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部